

# 新潟県救急病院等認定事務処理要領

## 1 趣旨

救急病院又は救急診療所（以下「救急病院等」という。）の認定事務については、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 2 新規認定

### （1）救急業務協力の申出

病院又は診療所の開設者は、救急業務に関し協力する旨を申し出ようとするときは、別記第1号様式による救急病院等に関する申出書を当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。

### （2）保健所長の進達

保健所長は、（1）の申出書を受理したときは必要な指導を行うほか、別記第2号様式及び別記第3号様式により当該病院又は診療所の関係医師会及び消防機関の意見を聴取し、新潟県地域保健医療計画の内容を勘案した上で、保健所長の意見書を添付して別記第4号様式により知事に進達するものとする。

### （3）関係者の意見聴取

救急病院等の認定審査に当たっては別記第5号様式により消防機関、警察本部、医師会及び救急病院等の関係者並びに学識経験者（以下「関係者等」という。）の意見を聴取するものとする。ただし、新潟県健康福祉計画に掲載された第二次救急医療機関及び第三次救急医療機関については、この限りではない。

### （4）審査基準

救急病院等の認定審査は別表に定める基準により行うものとする。

## 3 更新認定

（1）救急病院等の開設者が、引き続き救急病院として協力を希望する救急病院等は、認定の有効期限の到来する4月前の月の初日までに、別記第1号様式による更新申出書を保健所長へ提出するものとする。

（2）保健所長は、（1）の申出書を受理したときは必要な指導を行うほか、別記第2号様式及び別記第3号様式により当該病院又は診療所の

関係医師会及び消防機関の意見を聴取した上で、保健所長の意見書を添付して認定の有効期限の到来する2月前の月の初日までに別記第4号様式により知事に進達するものとする。

#### 4 申出事項の変更

- (1) 救急病院等の設置者は、その名称、所在地の表示等に変更があった場合は、別記第6号様式により保健所長に届け出るものとする。
- (2) 保健所長は、(1)の規定による届出書を受理したときは、知事に進達するものとする。
- (3) 救急病院等の増改築により、傷病者の搬入口等の構造設備に著しい変更があった場合は、傷病者の搬入の適否について消防署の意見を聴取し、知事に進達するものとする。

#### 5 協力申出の撤回

- (1) 救急病院等の設置者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回しようとする場合は、別記第7号様式により保健所長に届け出るものとする。
- (2) 保健所長は、(1)の規定による届出書を受理したときは、知事に進達するものとする。

#### 6 告示等

- (1) 知事は、省令第2条に定めるもののほか、救急病院等の名称又は所在地の表示等の変更の届出を受理したときは、速やかにその内容を告示するものとする。
- (2) 福祉保健部長は、省令第2条又は(1)の規定による告示がなされたときは、当該救急病院等、保健所長及び関係者等に対して別記第8号様式により通知するものとする。ただし、新潟県健康福祉計画に掲載された第二次救急医療機関及び第三次救急医療機関について告示がなされた場合の通知は、当該救急病院等、保健所長のみとする。

#### 7 標示

救急病院等の設置者は、救急病院等の見やすい箇所に「救急病院（救急診療所）」の標示を掲げるものとし、救急病院等でなくなったときはこれを外すものとする。

#### 8 適合状況の把握

保健所長は、管内の救急病院等の省令第1条各号の適合状況の把握に努

めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 年 7 月 1 6 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 2 8 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 6 月 2 9 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 6 日から実施する。